

議長（鳥居直記君） 出席議員半数以上であります。これより議事日程第3号により本日の会議を開きます。

日程1

市政一般質問

について、前日に引き続き市政一般質問を行います。24番高瀬侏子議員。

〔高瀬侏子君登壇〕

24番（高瀬侏子君） おはようございます。

新風21、社民党の高瀬侏子でございます。

質問に当たり、先般、我が党の国会議員でありました辻元清美さんが、秘書給与不正流用の責任を取り、議員辞職となりました件で、長崎市民の皆さん初め多くの理事者の皆さん、議員の皆さん、多くの皆さん方に大変失礼をいたしました。ここに深くおわびをいたしまして、再び繰り返させることのないよう決意をし、質問に入らせていただきます。

さて、本日の質問は、市長の政治姿勢を初め3件ですが、いつものように、理事者の誠実な対応を期待し、逐次、お尋ねします。

その中で、2の教育行政のうち、(2)については、時間があれば自席からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

市長の政治姿勢について。

有事関連法案への対応についてを質問いたします。

小泉首相は、「備えあれば憂いなし」を繰り返し標榜され、4月17日、有事関連3法案を国会に提出され、今なお衆議院での審議が展開されています。法案は、1つには、有事対応の全体像を示す武力攻撃事態法案、2つには、自衛隊の行動を円滑化するための自衛隊法改正案、3つには、安全保障会議の機能強化を図る安全保障会議設置法改正案であり、政府与党が今国会で成立を図りたいとされています。

3法案は、日本に対する武力攻撃に対する対処を定めようというもので、武力攻撃事態という概念を設け、実際に攻撃された場合でなく、攻撃が予測される事態に武力で対抗するための枠組みを定めております。これまでの有事、実際には日本が攻撃された場合という概念を越えた内容であり、直接攻撃を受ける前から武力行使への協力を国民

に強要する内容となっています。

平和憲法を前提とした従来の日本の防衛政策を根本から転換する重大な問題法案であります。縮めて言いますならば、「戦争をしない国」から「戦争のできる国」にしていこうというもので、私自身、憲法に照らし、また、今日まで私の生きてきた戦争の20世紀を振り返ったときに、絶対容認することはできません。

去る4月23日の毎日新聞によれば、市長は、国民の義務と権利にかかわる切実な問題が含まれているとして、「国会審議で地方自治体の代表や有識者などの国民の意見を述べる場を設けてほしい」と要望をされております。

そこで、私は、市長は有事関連法案には反対であられるのかと内心喜んだのでありますが、あに凶らんや、国民の安全を図る制度としては理解すると述べておられることがわかり失望いたしました。この法案によれば、武力攻撃が発生するおそれ予測されるをもって、自衛隊の出動が可能となり、地方へ転換する重大な問題法案であります。そういうことで、地方公共団体や指定公共機関には国への協力が義務づけられてくることから、首相ができにくいときには代執行権を認めるなど、国の権限を強大なものにし、自衛隊の活動領域を拡大するものとなり、やがては市長もそのラインの中で動かなければならない羽目に陥られるのではないかと危惧しております。

市長に求めたいのは、地方自治は絶対に侵すべきではない。この趣旨を政府に強く申し述べてほしいのであります。

市長、有事は、つまり言葉のまやかしであり、戦争を意味しています。戦争の終えんが核兵器であったことを、私たち長崎市民は体験的に認識しています。核兵器廃絶のため渾身の努力を傾注される伊藤市長ですから、有事法制には毅然として反対の意思を表明していただきたいのであります。

そして、市長の運動の範囲の中に、国連主軸運動にあわせてA A諸国、さらには南太平洋諸国、とりわけ北東アジア諸国との友好を深め、米口がこの前交わされました戦略核削減条約調印の持つ欺瞞性を瓦解してほしいと願うものですが、いかがでしょうか。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

学校週5日制への進捗状況、定着化への行政努力についてお尋ねします。

本年4月1日より公立学校は完全週5日制をスタートさせました。導入に当たっては、学力低下を来すのではないかと、教職員の休日増につながり一般公務員化につながるのではないかと等、世間の批判を多く受けましたが、世界の教育の潮流の中で、文部科学省は、隔週5日制の試行の末、完全実施といたしました。

学校週5日制のねらうものとして、さきの3月議会の教育長の答弁では、次の4点が挙げられました。1つ、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること、2つ、みずから学び、みずから考える力を育成すること、3つ、ゆとりのある教育活動を展開する中で、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実させること、4つ、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めるといふこととあります。

私は過去、小学校の教師として、33年間勤めさせていただきましたが、この間、何回も指導要領の変遷に出会いました。しかし、今回の新指導要領によりますと、明治以来の変革であろうと緊張をいたしております。特に、今日まで使用してきた指導要領の内容が30%削減ですから、詰め込み教育の廃止、新幹線教育の是正を訴えてきた一人であり、5日制を期待してきた私ではありますが、しかし、それでも現実の5日制にはやや戸惑っているところがございます。

導入に当たっては、市教委におかれては大変な努力をされた形跡があります。(1)教育課程の編成について、(2)特色ある教育活動について(小中編)、(3)学校週5日制パンフをつくり、また、遊びの玉手箱等々を発行され、5日制の対応を市長を本部長としながら長崎市学校週5日制推進本部を設置されての諸課題の検討などをされてこられたことに大変敬意を表したいと思います。

そこで、お尋ねしますが、1つ、教育内容30%減による学力低下といわれる基礎・基本の定着のため、教育課程の編成、人的配置、授業形態の工夫など、どのようになされているでしょうか。

2つ、知的偏重から思考力、情報処理能力、表現力などを引き出していくと考えられている総合

学習の進捗状況は、どのようになっていますか。

3つ、発展学習という、これまでにないものが設けられておりますが、その状況は、どのようになっていますでしょうか、お知らせください。

4つ、特色ある教育活動という、小学校58校、中学校32校、計90校の小中編をつくっておられますが、写真やイラストが入っており、市教委が編成されたものですが、学校や子どもたちの様子をよく見ることができます。私の未知の取り組みであり、感動を覚えます。そこで、一つのアイデアですが、各学校を議員さん、これは議員さんにご理解をいただかねばなりません、議員と学校をつなぐ姉妹提携などをしてはいかがでしょうか。そして、私たちも学校週5日制をよく知っていきたい、そういうことを取り組んではいかかと思っておりますが、そういうご提案を教育長にやっていただきたいんですが、教育長、いかがでしょうか。「百聞は一見にしかず」でございます。よろしくお考えをお願いしたいと思います。

次に、障害児高等部通級教室の設置の問題は、後ほど自席から質問をさせていただきます。

次に、福祉行政についてお尋ねをいたします。

斜面移送システム整備事業の促進についてお尋ねします。

長崎市は市街地の70%が斜面地で、しかも、急勾配で階段が多く、道路幅も狭い地形であります。高齢者・障害者の生活道路としては難度が高過ぎる生活環境であることは、だれしも承知しているところであります。長崎市としても、その解決方法を検討され、長崎テクノロジーネットワーク事業の促進、高齢者生活支援研究会、市議団有志による斜面地整備促進議員連盟の研究、関係団体等の知恵の結集として、グラバー園移送機器、さらに天神町における「天神くん」、稲佐山公園移送機器を開通させられました。そのうち、「天神くん」については、観光地でなく、日常生活の場に設けられたということで大変意義深いと思っております。

私も試乗いたしました。自治会の方々の協力の様子、利用者の安堵感を拝見し、日ごろ市長と言われるオンリーワンのまちづくりの最たるものぞと思えました。現在はモニターということで位置づけをされておられますが、今後も市内全域を調査され、1カ所でも多く設置していただきたい

のですが、今後の計画をお願いいたします。

次に、福祉問題の幼保一元化についてお尋ねします。

4月25日付長崎新聞「幼保連携へ検討委、長崎市待機児童の解消へ」の記事を拝見しました。市内の公立・私立の保育所と幼稚園の施設の有効活用を考えるため検討委員会を設置することでした。2001年4月に337人だった待機児を市の努力によって127人まで減じられても、なお、待機児ゼロ人にはなり得ない。今日の社会的、経済的事情によるものと思いますが、新聞によれば、幼稚園の空き教室を保育のために活用することや保育所の増改築を検討するということでもあります。

保育所不足という厳しい現実を直面したとき、やむを得ないという思いもありますが、私の思いはいささか違っておまして、堤清二さん、セゾン社長さんだと思いますが、並びに橋爪大三郎さんが編集された「選択・責任・連帯の教育改革（勁草書房）」によりますと、次のように示されています。「就学前の教育は、決して学校教育のための助走期間ではない。それは子どもを遊びの中で成長させていく広義の子育ての一環として位置づけるべきである。そのためには、現在、保育園と幼稚園に分割されている就学前教育を保育園に近い形態で一元化することが望ましい。子どもの就学前の教育体制が幼稚園と保育園とで二元化されていることには、子どもの成長そのものに即した必然性があるわけではない。そうであるとすれば、両者が法的・行政的別の扱いになっていることは、無意味な煩雑さの原因となるであろう」と言われているので、傾聴に値する言葉と私は思っております。私も20年来追い求めてきたテーマでありますだけに大変感動を覚えました。

市は、保育所待機児童解消という頭の痛い課題を抱えておられますが、この際、あるべき姿を追求していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

私は、去る5月15、16日の2日間、神奈川県秦野市、和歌山県白浜町を訪れ、その実践をつぶさに見てまいりました。その実践の中で、保育士、保母、幼稚園教諭、そしてサポーターである行政が一体となった姿で取り組み、非常に感動いたしました。幼保という立場の違いを克服されて、そ

のフロンティア精神に魂を奪われました。

長崎市も今、市立保育所の民間移譲問題を抱えておりますが、この件は少し置いていただいて、幼児教育のあるべき姿を模索するため、長崎市が取り組もうとされている幼保連携検討委員会をひとまずその方向で進めてみられてはいかがでしょうか。

次に、男女共同参画推進条例の制定について伺います。

市長は3月議会で、長崎市男女共同参画推進条例を9月議会で制定する旨、言明されました。市長の決断の背景には、国の制定が先行して行われたこと、続いて全国35府県、53市町、計88に上る制定があり、今日もなお続々と各県市で進行中であること、さらに、長崎県も3月議会で制定されるという動きがあったことなどが市長の決断に拍車をかけたものと思います。

また、市長、私ども女性議員団5名も、ささやかではありますが、市長に陳情をいたしましたので、我田引水になりますが、心にとめておいていただいたものと大変うれしく、感謝申し上げます。

さて、制定に至るまでには幾多の難問をクリアされなければならないと思いますが、完遂を目指していただくため、本日は5名の女性議員を代表して、幾つか質問させていただきます。女性議員の意思が完全一致していないところもありますが、その点につきましては、個々の議員による質問が行われると思いますので、それは後にさせていただきますと、ひとまず私から質問させていただきます。

まず1点目に、条例制定のプロセスですが、制定につきまして、どのような機関がかかわり、どのような事項を盛り込みながら、どのような日程で制定されるのでしょうか。

また、ながさき男女共同参画都市宣言との関係は、いかがに取り扱われるのでしょうか。きちんと位置づけてほしいのですが、いかがでしょうか。

また、市民意見の反映を図ってほしいと思いますが、そのこともあわせてお願いいたします。

2点目に、条例の名称について伺います。全国では、「男女平等」としたところが東京都を初め12府県あります。条例の精神からいきますと、私

としては、長崎市男女平等参画推進条例としてはほしいのですが、いかがお考えでしょうか。

次に、3点目は、条例の内容について伺います。市長の諮問機関である女性問題懇話会は、第1章から第5章までなっており、充実したものになっています。その中から、一部抜粋して、私どもが大切に扱ってほしいと考えた点を幾つか列挙いたします。(1) セクハラの対象、(2) DV（夫からの妻への暴力）は、配偶者だけでなく、親密な関係も範囲に入れられるかどうか。(3) 市民というのは長崎居住者にとどまらず、広範囲な定義をしてほしいのですが、いかがでしょうか。(4) 苦情処理機関の設置をしていただきたいのですが、その件もよろしく願います。(5) DV被害者の一時保護施設とまではいなくても、一時保護をしていただきたいと思いますが、その点もお願いいたします。

次に、男女共同参画審議会を設置してほしいのです。重要な事項の審議と調査活動の上に、ぜひ必要だと思います。また、市長の諮問に対する意見を述べる場所として設置してほしいのです。

次に、男女共同推進センターを拠点としてつくってほしいと思います。ぜひ条例に盛り込んでいただきたいと思います。女性行政室などが考えられるのではないかと思います。

4点目は、条例制定後の市民・事業者等（職域、学校、地域、社会も含めて）への周知徹底は、どのように考えておられますか。

5点目は、これは条例とは直接関係ありませんが、かわりを持つ課題として、女性助役をぜひ実現させてほしいのです。現在、お二人の助役さんがおられますが、プラスワン、3人の助役さんでやっていただけますならば、さらに一層、長崎市のユニーク性が出ていくのではないかと考えます。

以上、よろしく願いをいたします。

壇上からの質問は、以上にとどめ、次は自席から質問をさせていただきます。

ありがとうございました。＝（降壇）＝
議長（鳥居直記君） 市長。

〔伊藤一長君登壇〕

市長（伊藤一長君） 皆さん、おはようございます。

高瀬侑子議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

まず、有事関連法案への対応についてでございます。

ご承知のとおり、政府は去る4月16日に、いわゆる武力攻撃事態対処法案、自衛隊法等の一部改正法案及び安全保障会議設置法の一部改正案を閣議決定し、直ちに国会に上程し、現在、衆議院における有事法制特別委員会で審議をされているところであります。

私といたしましては、この法案が国民と地方自治体に直接かつ深刻な影響を及ぼす問題であると考え、政府に対し、被爆都市の市長として要請書を出したところであります。この要請書の中で、今回の法案の決定に当たりまして、国民の生命、身体及び財産を保護するための制度やテロ・不審船対策が先送りになっていること、しかも、武力攻撃事態の定義も不明確なままに、政府が法整備に取り組もうとしていることに国民の多くが不安を覚えていることを強調した次第であります。

また、法案には、地方自治体や公共機関への指示、それに従わない場合の国による代執行及び民間の土地利用や物資の保管命令など、国民の義務と権利にかかわる切実な問題も含まれていると指摘した上で、地方自治体の代表者や関係者、有識者など幅広い国民の意見を聞く場を設置するよう要請した次第であります。

この法案につきましては、全国の4都市で公聴会が現在開催されておりまして、本日も開催される予定になっております。今後、さらに国会で審議が続けられることと思いますが、当然のことながら、戦争放棄をうたった日本国憲法の平和理念に基づいて議決されるべきであるというふうにご覧いただいております。

また、高瀬議員ご指摘の世界各国との友好及び平和の推進についてであります。被爆都市の使命として、国連を初めとする世界の国々、特にアジア諸国との友好を深めながら、核兵器の廃絶と世界の恒久平和のために、今後とも努力を続けていく所存であります。

次に、男女共同参画推進条例の制定についてお答えをいたします。

平成11年12月の一般質問や平成13年12月の本市

議会の女性議員の皆様方からの要望等を踏まえまして、本年3月の本会議で、9月を目途に条例を制定する旨、言明いたしましたところであります。

条例制定のプロセスでございますが、本市における男女共同参画社会の形成に関する施策について、総合的かつ効果的な推進を図るために設置した長崎市男女共同参画推進本部に諮りながら、7月末までに最終案を決定できるように取り組んでいるところであります。

また、条例に盛り込む内容でございますが、広く市民の皆様方の意見を反映させる機会として、6月から7月にかけてインターネットや文書等により市民や女性団体へ投げかけを行ってまいりたいと考えております。制定に際しましては、平成11年に行いましたながさき男女共同参画都市宣言の趣旨を基本理念の中に生かしてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、条例の名称の件でございますが、これまで条例を制定した各自治体の動きといたしまして、80.7%の自治体が基本法の名称となっている「男女共同参画」という言葉を使用しております。名称につきましては、これまで都市宣言を行うなど、本市が市民とともに醸成してまいりました男女共同参画社会の実現を目指した取り組みを包括した形で十分に検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、条例の内容でございますが、長崎市女性問題懇話会からの提言の反映についてであります。提言されました具体的項目のうち、セクハラや配偶者等からの暴力は、女性の人権を阻害する大きな要因であるとの認識のもとに、その禁止規定をうたうとともに、その他の具体的項目につきましても、長期にわたり審議されてこられました委員の皆様方の思いを踏まえまして、基本法やその他の法律との整合性を勘案しながら検討してまいりたいと考えているところであります。

また、男女共同参画審議会の設置についてであります。政策に市民の意見を反映させるためには、審議会の存在が必要であるとの認識のもとに、男女共同参画の推進に関する基本的事項及び重要事項を調査・審議し、施策を円滑に推進するための機関として設置する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、推進拠点施設づくりといたしましては、女性センターが現在あるわけでありましたが、女性センターが当初の設置目的であります女性の自立と社会参加を促進するための施設として大きな役割を果たしてきたこれまでの経過を踏まえながら、今後は、市が進める男女共同参画の実現に向けた施策を実施し、市民などの積極的な取り組みを支援するための施設として条例に位置づけていきたいというふうに考えております。

最後に、条例制定後の市民・事業者等への周知の件であります。広報紙を初め男女共同参画室が発行する情報紙あるいはホームページへ掲載するなどの情報発信を行い、十分な周知に努めてまいらなければならないというふうに考えているところであります。

以上、私の本壇よりの答弁といたしたいと思います。

他の件につきましては、それぞれ所管の方からお答えいたしたいと思いますので、よろしく願います。＝（降壇）＝
教育長（梁瀬忠男君） 教育行政についてお答えいたします。

学校週5日制における新教育課程の進捗状況についてでございますが、今回の新学習指導要領では、生きる力、いわゆる豊かな心と確かな学力を持った子どもを育てるために、教育内容が厳選をされております。子どもたちが基礎・基本を確実に習得すること、また、興味・関心・能力等に応じた学習や多彩な体験活動などを通して、自分で考え行動すること、思いやり、道徳心や正義感などの人間性、健康や体力などを身につけることなどがねらいであります。

本市教育委員会といたしましては、平成12年度以来、新教育課程編成上の基本方針といたしまして、「心の教育の充実」と「確かな学力の向上」を2つの柱とし、特色ある学校づくりを一層推進するよう継続的な指導を行ってまいりました。

確かな学力の向上についてでございますが、今年度は基礎・基本の確実な定着のために、各学校においては日課にさまざまな工夫を行っております。ほとんどの小中学校で朝の活動や授業間に15分程度ではありますが、計算や漢字の習得、読書の時間を設定しております。また、基礎・基本習

得のための単位時間を設定している学校もございます。

なお、少人数授業など、きめ細かな指導を実現するために、小中学校に教職員の増員が年々進められてきております。

児童生徒の個性や個人差に応じて、課題別の少人数学習や習熟度別学習など、さまざまな授業形態の工夫がなされているところでございます。

習熟度別学習におきましては、基礎・基本の確実な定着とともに、教科書の学習内容以上の発展的な学習の展開にも対応することができ、個性を伸ばす教育を進める上で効果を上げていると思っております。

中学校で導入されている選択教科も、今回の改訂で教科の選択幅が拡大され、生徒の興味・関心や能力などの多様性に応じた発展学習がこれまで以上に可能になってきております。

次に、今回の教育課程で新設されました総合的な学習の時間の進捗状況でございますが、教育委員会といたしましては、「地域に根差した総合的な学習の時間の展開」と「体験的な活動の積極的な位置づけ」の2点を重視するよう指導してまいりました。また、心の教育の充実を図るために、さまざまな体験活動の中で、特に人とのかかわりを重視し、活動の中に積極的に取り入れるよう指導も行ってまいりました。その結果、これまで2年間の試行期間で各学校独自の地域に根差した活動が実践をされてきております。今年度は全面実施の年度に当たるため、これまでの実践に加えまして、児童生徒がこの時間でどのような学力を身につけたのかを貴重な課題と位置づけ、学習のねらいと評価をさらに明確にするように研究会や研修会を通して、各学校に指導をしているところでもあります。

また、議員からご指摘がございました各学校と議員さん方々との交流の点でございますが、現在、各学校が進めております「開かれた学校づくり」をより一層推進させる意味でも、大変喜ばしいことであると存じます。これまでいろいろな機会でご尽力、ご支援、ご協力をいただいておりますが、さらにこのことが深められますよう、私どもとしても努めていきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

土木建築部長（佐藤忠孝君） 斜面移送システム整備事業の促進についてお答えいたします。

本システムの移送機器につきましては、高齢者・障害者など交通弱者に配慮した簡易な2人乗りの斜面移送機器を平成13年度に地上設置型1基、懸垂型2基の計3基の試作機を完成し、モデル地区に設置を行ったところでございます。

地上設置型につきましては、グラバー園のバリアフリー化事業の一環として同園に設置いたしまして、昨年の12月1日より運行を開始し、また、懸垂型は天神町市道に本年4月1日より、残る1基も稲佐山公園スカイウェイ乗り場付近に設置いたしまして、本年4月22日より運行を開始し、いずれも利用者の方々には非常に好評を得ておるところでございます。

特に、市民生活に密着した天神町の市道階段部への設置につきましては、設置に係る住民への周知、設置沿線の土地、家屋所有者の同意を初め毎日の機器の清掃、始業点検、試運転、かぎの管理及び運行カードの配布など、天神町自治会の積極的なご協力をいただきながら毎日の運行を行っているところでございます。

なお、斜面移送機器の利用状況でございますが、天神町自治会208世帯のうち153世帯の方々が利用登録されております。また、今年5月に行いました利用アンケート調査結果によりますと、乗り心地、操作性ともおおむね良好であり、約3割の方が外出の回数がふえるなど、地域の活性化の一翼を担っているものと考えております。

今年度の設置につきましては、市道階段部に1カ所を予定しておりますが、今後の設置箇所につきましても、高齢化率が高く、一定の利用者数が見込め、道路幅がおおむね2メートル以上確保され、道路の見通しがよいなどを設置基準といたしまして、地元自治会はもとより、警察など関係機関等のご協力をご理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福祉保健部長（高谷洋一君） 福祉行政の中の幼保一元化についてお答えいたします。

少子化傾向の中にあっても、女性の社会進出等により保育所入所希望者は増加の一途をたどって

おり、国においても平成16年度までに待機児童を解消するよう待機児童ゼロ作戦を掲げ、その推進を図っているところでございます。

本市といたしましても、保育所待機児童の解消は重要な課題と位置づけ、既存の保育所の増改築等の方策とあわせ、既存の幼稚園施設の有効活用による待機児解消策も模索すべきとの考えから、学識経験者を含む検討委員会による検討をしていただくため、今年度の予算にその経費を計上させていただきますところでございます。

現在、委員会の設置要綱の制定とあわせ、委員の選定を進めているところですが、その協議事項として、保育所待機児童解消のため、私立幼稚園における保育機能に関すること、待機児童の多い地域における私立幼稚園施設の保育施設への活用に関すること、私立幼稚園における放課後児童健全育成事業に関すること、その他保育所待機児童の解消策に関することについて協議・検討していただくこととしており、委員の方々のご意見をお聞きして、できるだけ早い時期に成案を得たいと考えているところでございます。

議員ご指摘の幼保一元化につきましては、国は、平成8年12月の地方分権推進委員会の第1次勧告において、地域の実情に応じた幼稚園、保育所の施設の共用化等、弾力的な運用の確立が求められ、平成9年4月には、当時の文部省と厚生省の共同で幼稚園と保育所のあり方に関する検討会が設置され、平成10年3月には同検討会における検討結果を踏まえ、幼稚園と保育所の施設の共用化等に関する指針が示されております。この指針は、あくまで幼稚園と保育所とは異なる機能、役割を有する別の制度であるということを前提とした上で、多様なニーズに的確に対応できるよう、幼稚園と保育所の施設・運営の共用化、職員の兼務などについて地域の実情に応じて弾力的な運用を図り、幼児教育環境の質的な向上を推進し、共用化された施設について保育内容等運営が工夫され、有効活用が図られることを目的としたものでございます。

したがって、議員がテーマとして掲げられました幼稚園が保育所に近い形態となることによる一元化につきましては、一定理解はできますが、現時点では、それらの機能並びに役割が異なるこ

と、また、所管省庁が異なることなどから、早急な改革は困難なものがあると考えております。しかしながら、児童福祉の総合的推進に当たりましては、幼稚園、保育所または在宅のいかにかわらず、就学前児童全体の課題として取り組むことが必要であり、まずは現行制度に反しない形で実質的な幼保一元化の検討は十分に行っていくべきものと考えております。早急に幼稚園と保育所の国の所管省庁の一本化を図ってもらうため、さきの長崎県市長会に議案として提案し、協議をしていただいたところであります。

いずれにいたしましても、幼保一元化検討協議会の中で、議員の提案も踏まえまして協議していただきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

市長（伊藤一長君） 高瀬議員の本壇よりの質問に対しまして、男女共同参画社会の実現の中で、女性助役の登用の問題がございました。本壇よりの答弁が漏れておりましたので、自席から答弁することをご了解いただきたいと思っております。

この件につきましては、私も大事な問題だというふうに受けとめております。

ちなみに、今、全国の状況を調べておりますが、市町村の状況では、市長としては3人、町長としては2人、村長としては1人、収入役としては24人、助役としては、福岡市を初め11人の方が実例がございました。また、都道府県の例でございますが、知事が3人、副知事が8人、出納長が2人という例がございました。

議員ご存じのように、長崎市の場合もこれは女性の管理職登用あるいは部長級の登用も含めて、男女の別なくこれまで行ってございまして、三役には女性はだめだということは全く私も考えておりません。ただ、議員ご指摘のように、今、事務助役、技術助役、収入役がいるわけでございますが、これは男女の別なく、その人物とか識見とか、そういうもので私も今後対応したいというふうに考えておりますが、その枠をふやすことにつきましては、議員は本壇でもう1名ふやしてでも女性の助役をどうかというありがたい提案ではございますけれども、今はどちらかといいますと、そういうふうな全体の財政を見直す時期にございますので、枠をふやしてまで女性の新たな枠をつくら

ということにつきましては、全国的にもいろんな新たな問題提起になるのではないかと、現行の枠内で優秀な方がおられたら男女の別なく三役に登用するという方向が私は望ましいのではないかなと思いますので、そういうことで、ひとつご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

24番（高瀬典子君） 市長さん初めそれぞれご回答をいただきまして、ありがとうございます。私が早口でぺらぺらとしゃべって聞き取れにくかったのではなからうかと思って大変失礼をいたしました。

そこで、もう少し質問をさせていただきますが、市長さんの最後の女性助役の問題ですが、枠をふやしてというのは、来年度から議員も2名減をして、予算は幾らか足りるんじゃないかならうかと、私の乏しい頭の中の計算で思うんですが、その辺を予算の出所が違ふところもよくわかっていますけれども、やはり市政を考えていただきますならば、その辺にも目を向けていただいて、私は、3名助役は、もっと長崎市を世界に、国内に広げていくためには有効な手段ではなからうかと思っておりますので、ぜひともあきらめないで追求していただきたいと思っております。

そしてまた、議長さん初め議員さん方、どうぞこの点についてもご協力をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

それから、有事法の関連で、福田官房長官の失言だと思っておりますが、発言がっておりますが、やはり被爆地長崎の市長でいらっしゃるから、強く強く今後も、抗議なりしたと、きのうの答弁の中にもありましたが、されたということは重々承知しておりますが、私も被爆者の一人として容認できる問題ではありません。

私が推察いたしますと、この核を持たず、持ち込ませず、つくらず、これもずっと戦後、非核三原則は言いつつ、おなかの中にはずっと政府はしまい込んでおかれて、そして、時あるごとに論議されてきた課題ではなかったんだろうかと、だから、口から出たのではなからうかと思っております。そういうことまで動ぐらざるを得ないような状況にありますので、やはりこの問題については厳しく政府なりに要望をしてほしいと思っております。

私の勝手な考えですが、来る8月9日の原爆慰霊祭の式典には、「もう政府は呼んでくださいすな」と言いたいぐらいにあります。被爆地拡大の問題をしていただいたことの方で、そういう言い方をするのはよくないかと思っておりますけれども、それぐらいの気持ちを持っているということでございます。

どうぞ、市長さんにはしっかりして政府に抗議をしていただきたいと、これは私からの要望でございます。

それから、男女共同参画基本条例をつくってくださる中で、「平等」ということにならないということでございますから、これは力関係もありましょうし、いろんな状況もありますから、私が望むところは「平等」という名前をつけていただきたいんですが、肝心の庁内の合意も得なければなりませんし、議員さん方にもまだまだ私もお願いをして、本当にわかっていたかのように話をしなければならぬ問題でございますから、今のところはやむを得ないかなという気持ちであります。

それから、いろんな私がお尋ねしました女性問題懇話会の提言ですが、多く取り入れていただくということで大変うれしく思います。その中で、DVの問題は、昨年、法制化が参議院の超党派で行われております。昨年10月のことでございます。その中でたくさんの事例が出ておりますが、なぜ男性からの暴力ばかり言うのか、女性も暴力をやるんじゃないかというお声も耳に届いているわけですけれども、今のところ、50%以上が男性からの暴力です。長崎市にも相談窓口にお見えになっていらっしゃる方の中では、多くが男性からの暴力が行われております。そして、これがグレーゾーンといいますが、ブラックゾーンといいますが、けがをした、転んだというようなことで言われているそうです。長崎県が意識調査をされた中でも、そのように入っております。

内閣総理府の調べによりますと、今は、内閣府というんだそうですが、男性が暴力を受けたというのが0.5%、女性が4.6%、20人に1人。そのような結果が出ております。長崎市に相談に来られる方々もたくさんありますが、50%が暴力を受けて相談に見えていると、長崎市もそうでございます。

そういうことを考えますときに、やはり経済力を持たない女性たちが家庭の片隅で、そして社会の中で、だれにも相談できないで苦しんでいる女性たちがたくさんいる。単に女性といわず、そういう人間がこの世の中にいるということを私たちは認識しなければいけないだろうというふうに思っています。

そういう意味におきまして、DVの問題はしっかり取り上げていただきたいと思いますが、再度、市長の決意をいただきたいと思えます。

それから、市民病院長、お見えになっていますか。お願いしていたんですけれども。市民病院には、この件についてのご相談なり、診療なりに来ている方がいらっしゃるでしょうか。どのような様子になっておりますか。そういうことをお伺いいたします。

そしてまた、この男女共同参画基本条例ができた暁には、市民病院にはその受け皿となっていた場所があるかどうか。どのような研究を進めていらっしゃるか、そのことについてもお伺いします。

もう一つ、土木部長、懸垂型の「天神くん」、愛称天神くんだそうです。それはたった1つしかつからないんですか。長崎市には多くの高齢者がいるわけですよ。14%を超しているでしょう、長崎市の高齢化率は。たった1つじゃ少ないんじゃないですか。1年に4つぐらい、東西南北につくってみられたらいかがですか。もう歯がゆくてしょうがありませんよ。私も69歳なんです。それで足が痛い痛いとして生活して、議会にもやって来ます。それはいいです、元気をもらうからいいです。陽光もさんさんと降り注いで斜面地はいいです。いい反面に、やはりよいしょよいしょで歩けない人もいますので、ちょっと少な過ぎると思えますが、その辺はいかがですか。ご回答を願いたいと思えます。

市長（伊藤一長君） 高瀬議員の再質問にお答えいたしたいと思えます。

1点目のDV（ドメスティック・バイオレンス）の問題でございますが、これはあってはいけないことでありまして、家庭内でどういうことがあっても、やはり夫婦間の問題、子どもたちもいるでありますし、ご両親もいるでありますし、

やはり話し合いという問題で円満に事を時間をかけながらもやっていくというのが一番望ましいことだというふうに思います。

男であるから妻に対して暴力を振るうとか、そういうことはあってはいけないし、それはお互いに自制するのが、私は人間の努めであると、むしろ、これからの社会というのは、皿を洗ったり、家事の分担をしたり、そういうふうな社会というのが、これからの一つの大きな流れでありますので、高瀬議員さんの先ほどからのお話し等も伺いながら、しっかりと行政の中で受けとめてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、斜面地での移送システムの問題でございますが、天神だけで終わりなのかと、年に4カ所ぐらいでも、これは議員の皆様方が、みずから皆さん方が勉強会をしていただきまして、ああいう分厚い提言書をいただいたものをもとにしたがらの、長崎では初めて、全国でも初めてのようなケースでございまして、国も熱い注目をいただいている事業でございまして、年に4カ所はちょっと無理にしましても、少なくとも何カ所かはどうしても早急につけなくては行けないと、私も現地視察を幾つかしておりますが、確かにあるのは、私も事実だと思います。道路の幅の問題、そして延長がどこまで行けるのかという問題、それと一番大事なのは、高瀬議員さんもお存じのように、できた後の維持管理でございまして、地元の自治会が後の管理をしていただかないと、つくるのも市がつくる、技術的には地元の企業がノウハウを持っておられますので、これは可能なわけですが、つくるのは市でつくって、後の維持管理まで市の方で全部しなさいよというのでは、ちょっと無理があるのではないかと。

もしお許しいただければ、天神もそうでございますけれども、地元が後の、事故がないように、けががないように、いたずらがないように、そういう形で地元も立ち上がろうよと、一緒になってもどもにそういう共同社会をつくっていかうではないかということも含めながら箇所づけをふやしていくということは、私は大事なことだというふうに思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思えます。

以上でございます。

市民病院長（楠本征夫君） 市民病院におきます、いわゆるドメスティック・バイオレンスが原因と考えられる病的な状況等についてご説明いたします。

患者さんから病歴を聞き取る時などに、身体的あるいは心理的あるいは言葉による暴力がありそうだと、そういうことを感じたことは何回かございます。しかし、そのために外傷を受けたとか、特に病気になるた症例をそれほど多く把握しているわけではございません。しかし、不眠や動悸、あるいは私たちが余り問題がないと判断した慢性の軽い腹痛、下痢などの症状を訴えてくる患者さんの中に、このような隠れた暴力が原因で症状を訴えているということも考えられます。このような身体的なことも問題ですが、精神的な苦痛もより大きな問題だと思います。また、夫婦間の暴力が子どもに与える影響も見逃せません。実際、当院の精神科でも、このような悩みが背景にあり受診する患者さんもあるようでございます。

家庭内あるいは男女間の暴力については、患者さんが余り話しながらないということもあり、よほど親身になって、また、時間をかけて聞き出さなければその実態はつかめないと思います。今でもこのような問題に十分対応していただいている医師もいることも間違いありません。

今後、私たち市民病院におきましても、いわゆるDV防止法、近く策定されます本市の男女共同参画条例の趣旨にのっとりまして、人間味のある質の高い医療に心がけ、ドメスティック・バイオレンスの問題だけでなく、そのほかの悩みにも対応できるようにしたいと思っております。

また、受け皿についてでございますけれども、受け皿ということで、制度的あるいは法的な受け皿ということは、今は準備しておりませんが、先ほど申しましたように、患者さんに親身になって相談できる、そういう病院にしたいと思っております。

以上でございます。

24番（高瀬典子君） それぞれにご回答をいただき、ありがとうございました。

「天神くん」については、市長さんが非常に思いやりのあるご発言をいただきましたので、もっとふやしていくということになるだろうというふ

うに、私は勝手に想像いたしました、ぜひふやしていただきたい。そして、長崎市内4カ所ぐらいは最低つくっていただいて、各地の高齢者の方が喜んでいただくものをつくってほしいと思います。予算が要るでしょう、わかります。管理もわかります。私も天神町を見せてもらって、本当に喜々として管理をやっていらっしゃる方々の苦労もよくわかりました。だから、大変だなと、私にせると言われて、私はしきっかなと、自己反省を大きくいたしました、そういうことを考えた上で、そこは市の行政ですから、パワーを持っていらっしゃる市ですから、ぜひ実現させていただきたいと思います。

また、ドメスティック・バイオレンスについて、グレーゾーンでなかなかわかりにくい問題を積極果敢に取り組んでいただき、傷を受けた痛みだけではなく、その後遺症というものも非常にすごいんだそうですね。トラウマといいますか、そういう部分があるんだそうです。

そういうことで、やはり私たちは社会的弱者を長崎市からつくらないのだという覚悟をしていただきたいと思います。

それから、もう一つ市長さんに、予告していなかったんですが、条例制定後、この条例を広めていただくために、いろんな事業所が、広島県とかよその地域では条例制定の中に入れておられるんですが、「あなたの企業、あなたの事業所は男女共同参画のためにどのような施策をしていますか」というアンケートを取られたり、調査表をつくって、それを書いて出させるとか、長崎市の事業に参入してこられる事業所の方々にそういうものをやるとか、それから、助成金を取られる社協とか何とかは、そういうところが入るんだと思いますが、そういうところにも、「あなたのところは、どういう男女共同参画推進をしていますか」と、そこまで事業所に、半ば義務になりましょうか、そういうことを協力いただいていくという条例になって、きちっと条文にうたわれているんですね。そういう地域もありますから、そこまでしないと、「何の、女たちがガアガア言うたい、知るもんか」となったら困りますから、やはりそこまで事業所にも、学校なども特にです、そういう分野をつくって責任を持ってもらうという形をしてほし

いと思うんです。

この条例制定のために、決してほかの方々から、「市長さんは甘かな」といわれるかもしれませんが、そうではないんですよ。男性と女性がお互いにパートナーとして手をつないでいきましょうと、今までは上から手を引く男性だったけれども、パートナーと手をつなごうじゃないのというのが、この男女共同参画条例の基本本旨ですから、そこを考えてほしいと思います。そういうことでたくさんしていただくことをうれしく思います。

次に、市長さんどんなでしょうか。市長さんがおっしゃる有事法制化の問題は、災害やテロや、そういうことがまず国民の、市民の身近に起こってきたら大変だから、そのために必要なだとおっしゃる理論もわからんでもないんですけども、この日本にテロが起こるのでしょうか。アメリカのテロは、やはり諸外国の後発国と言われた国々への今までのような差別待遇をしてきた、同じパートナーとして国を見てこなかった、そういったことの原因もあったんだと私は思うんです。日本は、決して他国を誹謗したり中傷したり、そういうことを大きくやっている国でもありませんし、むしろ、第2次世界大戦後はもっと前向きに友好国を結んでいこうということをやって努力をしているわけですから、日本にテロが起こるはずがない。攻めてくる攻めてくるという、昔の自分たちが攻めた発想で攻めてくると言っはいけないと私は思っているんですが、その辺いかがでしょうか。市長さん、ご回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

市長（伊藤一長君） 高瀬議員の再々質問でございまして、随分、出番が多いなと思いますが、本当は、長崎の被爆都市の体験からしても、あの悲惨な体験からしても、核兵器のない、そして、先ほどのドメスティック・バイオレンスとはちょっと規模が違うにしても、物事があっても、苦しいこと、悩みとか、トラブルとか宗教上の問題とか民族間の問題とかいろんなことがあっても話し合いで時間をかけて解決しようではないですかと、その間の紛争とか小競り合いとか、そういうものは避けようではないですかというのが、私は理想的な社会だというふうに思います。

しかし、現実には、よく例に出ますのは、永世

中立国でありますスイスの例がよく出されますけれども、あれだけ永世中立国で長い間、世界の中で冠たる地位を築いた国であります、それでもあれだけの軍事力をみずから努力をして、しかも、一時期は自分たちの肉親を外に出してでも、仕送りを受けてでも自分の国を守っていこうということも含めた、そういう悲惨な体験を持ちながら、スイスが嘗々と今日までの国を築いてきたということもございまして。そのスイスですら、今日の国際情勢の中で、国民投票という形を何回も繰り返す中で、国際機関の中に入って、お互いに仲よくやっていくことも大事だなと、しかし、基本は、やはり自分の国は自分で守るんだということをきちんとしながら、国際機関の中で、これからはスイスも出ていって一緒に仲よくやろうと、こういう姿勢というものを、ある意味で、私は、よく話題の中で出るわけでありましてけれども、見本にしながら、備えは、私はしておかなければいけないのではないかなと、侵略があっはいけないことではあります、しかし、それは私たちが思っていることであって、相手はどういう意図で、どういう目的で、いつ、どういう形で来るか、これは全く未定の問題でありますので、備えだけは、私はしておくことが、家族にとっても、国民にとっても、国家にとっても大事なことでないかなというふうな形で申し上げたこととございまして、ひとつご理解をいただきますように、よろしくお願い申し上げたいと思います。

24番（高瀬倮子君） 残り時間が少なくなりました。私は、議長さんをお願いしておりました、このカードを持ってきました。教育長に言いますが、基礎・基本の学習の中に「わ」と「は」はどう区別するのと、1年生の学習をいたします。子どもは、こっちの「わ」は、わたがしとか、人や物や生き物に使うときには、この「わ」を書きます。同じ「わ」と読みながら、この「は」を使うときには、単語の後に、「なにになには」というふうに使うんですよという基礎・基本の学習が最も大事なんです。「なにになには」「わたしは」と、「はたし」と書く子どもも1年生にはたくさんいます。「はたし」じゃないのよ、「なにになには」だから、これはくつつきなよという学習をします。それから、「を」だってそうです。「お」と「を」

はどう区別するのと。これはおとうさん、おかあさん、あいうえおの「お」です。おじさん、おばさん、おにいちゃん、おねえちゃんの「お」です。名詞。つまり、基本的に1年生では名詞で間に合います。名詞に使うときには「お」と書くのよと。だけど、「なになにを」というときの、「ぼくをにいちゃんが泣かした」とか「おかあさんを捜しているの」とか、これは単語カードとってください。おかあさんを捜しているときのくつつきは「を」と書くのよということをきちっと教えていけば、子どもはすかっと勉強できるのです。

この30%削減で、学力低下、学力低下といわれますが、きちっとしたものを勉強する、私は先生たちに教育委員会さんはきちっと勉強をさせていくチャンスをつくってほしいと思うんです。

私たちは、こんな勉強をするときに、「おまえは日教組やつけんそげんことばかり言うて、教科書どおり勉強せん」とか言われましたけれども、こんな研究をやっている先生たちもいるんですからね。そういうことを今後、もうけんかはしませんが、仲よくしていきますが、そういう勉強の研究会を先生方にたくさんさせていただいて、グループチームティーチングもありましょうが、もっともっと個人の先生が力をつけることを頑張ってください。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

議長（鳥居直記君） 次は、14番毎熊政直議員。

〔毎熊政直君登壇〕

14番（毎熊政直君） おはようございます。

自由民主党の毎熊政直でございます。

質問通告に基づきまして、順次、質問いたしますので、市長並びに関係理事者の明快なご答弁を求めますのでございます。

まず初めに、1点目の質問通告、組織機構の改革について質問いたします。

職員の集合体である部や課の役割や使命が明確にされていない現状と職員一人ひとりの仕事に対する目標が不明確であるとの思いから、お尋ねをいたします。

今の市役所の組織は、多様な市民ニーズや行政課題に的確に対応した効率的な執行体制の確立を図るためということで、長崎市事務分掌条例の一部を改正する条例を平成11年の12月議会に提案し、

平成12年4月から組織機構の再編整備が行われ、現在に至っております。この長崎市事務分掌条例を見てみますと、秘書に関すること、総合計画に関すること、市民生活に関すること、観光に関すること、港湾に関することなど、やたら「何々に関すること」という記述ばかりであり、古めかしい上に、役所的な言葉で書かれている条例といった感があります。なぜ部の目標と使命をはっきり記載しないのか、不思議でなりません。これでは目標達成のための戦略が練り上げられるはずもなく、仕事に対する目標が不明確となり、やる気ある職員の士気が高まるはずもありません。

そこで、一例を申し上げますと、財政部では、「予算その他財務に関すること」ということで、破綻しようがしまいが、財務に関することをやっていたらいいでは困るので、例えば「財政を破綻から守り、健全な財政運営を確保すること」などとした方が意味があることですし、市民の皆様にも理解してもらいやすいと思います。

さらに申すならば、昨年策定した長崎市第三次総合計画に示されている目標を実現するために、どのような方向性を目指しているのかということが事務分掌条例の中に積極的にうたい上げられてもよいのではないかと思います。

私は常々、市民のために役に立つところ、すなわち文字通りの市役所づくりは、最小の組織で最大のサービスを提供できるところでなければならぬと考えております。そのためには、政策が目指す達成度や成果を客観的に測定する政策評価システムというものを行政経営の基本システムに位置づけ、有効活用するとともに、その数値化された評価指標を常に念頭に置きながら、目標遂行のための次のステップへの事業の改善、企画につなげていく職員の意識改革の実践を車の両輪として推進する。そして、課題に対して迅速かつ柔軟に対応できる組織が必要だと考えます。組織は戦略に依存するという言葉があります。現在の組織体制が長崎市の都市経営の基本ともいべき総合計画の達成に向けた具体的な戦略に基づく執行体制になっているか、大いに疑問が残ります。

そこで、目まぐるしい社会環境の変化に対応できる組織改革と部の目標や使命をはっきり記載した組織と任務に関する条例を制定するお考えはな